内閣参質二二二第二四号
令和八年十一月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員石垣のりこ君提出証券取引所が定める約定取消し制度の法的根拠及びサイバー攻撃による不正注文への同制度の適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣

参議院議員石垣のりこ君提出証券取引所が定める約定取消し制度の法的根拠及びサイバー攻撃による不正注文への同制度の適用に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「一旦成立した有価証券の売買について、金融商品取引所がその成立後に当該売買を取り消し、又は当該売買が初めから成立しなかったとみなすことができる旨を直接定めた」法令上の規定は承知していない。

二について

お尋ねの「約定取消し制度」については、例えば、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百十七条第一項第七号に掲げる事項に該当するものとして、金融商品取引所が同項に規定する業務規程において定めることは可能であると考えている。

三及び四について

株式会社東京証券取引所等は、金融商品取引法第百十七条第一項の規定に基づき定めた業務規程において、過誤のある注文により売買が成立した場合について、御指摘の「約定取消し制度」に相当する制度を

定めているところ、当該制度は、過誤のある注文により、原則として当該注文に係る株式の上場株式数の二十パーセントを超える売買が成立した場合であって、その決済が極めて困難であり、当該取引所の市場が混乱するおそれがあると当該取引所が認めるときに限定して、売買を取り消すことができる旨を定めており、お尋ねの「売買」については、一般的には、当該制度の適用対象となることは想定されないと認識している。